

甲府市乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)
利用に係るキャンセルポリシー

本キャンセルポリシーをご確認・同意の上、ご利用ください

1. こども誰でも通園制度総合支援システムにて利用申込を行った時点(仮予約)より当キャンセルポリシーの対象となります。

※予約は、施設側が利用承諾をした時点で確定となります。

2. 利用日時の変更や予約のキャンセルは、速やかに施設に連絡の上、変更・キャンセルを行ってください。なお、利用日時の変更、及び予約のキャンセルにつきましては以下にご留意ください。

(1) 利用日時の変更

利用日前日^{※1}の17時以降は変更不可とします。

※1 「利用日の前日」とは、施設の開所日のうち、利用日の1営業日前をいいます。

(例) 月曜日～土曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合

➢ 前日は、前週の土曜日

(例) 月曜日～金曜日に開所している施設で、利用日が月曜日の場合

➢ 前日は、前週の金曜日

(2) 予約のキャンセル

こども誰でも通園制度総合支援システムにキャンセル内容が反映されたとき、又は利用者からのキャンセル連絡を施設が確認し、応答等をした時点をもってキャンセル成立とします。

※キャンセル連絡の期限に応じて、以下の通り状況が変更します。

	キャンセル連絡の期限		
	利用日前日 17時より前	利用日前日 17時以降 (当日含む)	無断キャンセル
利用料	発生しない	発生しない	発生しない
実費負担 ^{※2}	施設が定める額	施設が定める額	施設が定める額
利用時間枠 ^{※3}	消費なし	消費する	消費する

※2 利用料とは別途施設で徴収している給食費等の実費負担は、既に施設で準備等をしている場合があるため、キャンセル連絡の期限に限らず支払いが必要となる場合があります。

※3 1月あたり10時間の利用を上限としており、予約時間分が10時間から減算されます。

3. 無断キャンセルや度重なる予約の変更は、施設だけでなく他の利用者にも迷惑がかかりますのでお止めください。

4. 利用日当日に、子どもの体調不良などのやむを得ない利用キャンセルは、速やかに施設へ電話連絡を行ってください。

5. 利用料金は以下のとおり算定します。

(1) 利用開始予定時刻から利用終了予定時刻までの間で計算

※最初の1時間を超える利用分については、以降30分単位へ切り上げて計算

(例) 利用予定時間が1時間であったところ、子どものお迎えに遅れたため、1時間10分の利用時間となった。(利用予定時間を10分超過。以下(4)のケースに関連)

➤ 超過分の10分を、30分の利用時間として換算する。

※ただし、実施施設によって利用の開始前・利用の終了後の超過と見なさない時間(超過分の料金が加算されないこと)の設定が異なりますので、一概に、上記の(例)のとおりにならない場合もあります。(以下の表1を参照)

【表1】

8:50	9:00	10:00	11:00	11:10
超過分 としない	利用予約時間	利用予約時間	超過分 としない	
予定時刻より 早く登園登録	正規の利用時間		予定時間より 遅い降園登録	

(2) 利用開始予定時刻を過ぎてからお預かりした場合でも、利用開始予定時刻から料金を計算

(3) 子どものお迎えが利用終了予定時刻より早まった場合でも、利用終了予定時刻までの時間で料金を計算

(4) 子どものお迎えが利用終了予定時刻を過ぎた場合、実際のお迎え時間までの料金を計算

※ただし、表1のとおり、実施施設によっては異なる場合があります。